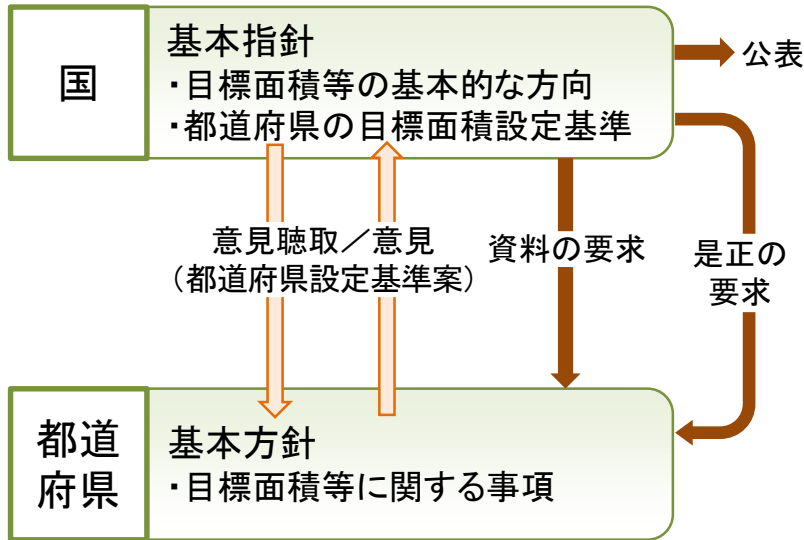


農用地区域内農地の総量確保のための仕組み

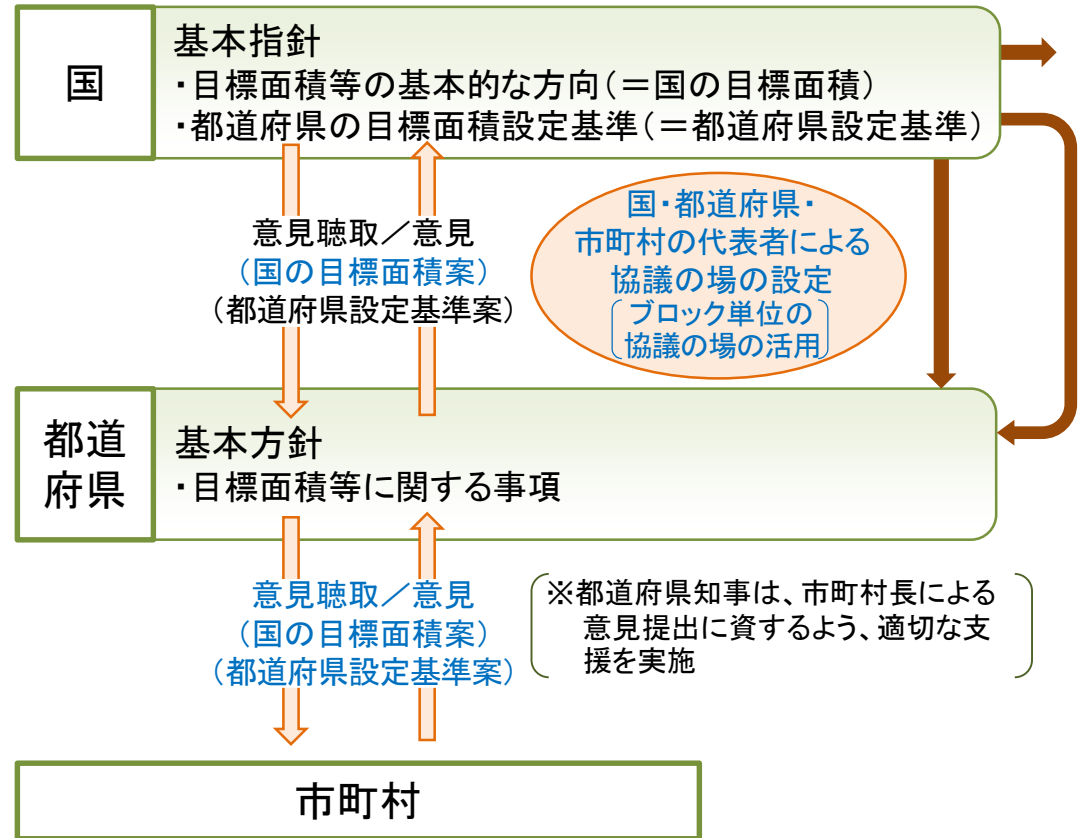
農地の総量確保（マクロ管理）について、国と地方（都道府県・市町村）が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築する。

- ・ 地域における農地の実情を反映 → 市町村の意見聴取手続きの創設（目標設定プロセスへの市町村の参画） 地方六団体提言の検証 など
- ・ 国と地方の十分な議論を担保 → 国・都道府県・市町村の協議の場を設定〔全国レベル、ブロック単位レベル〕 など

現行制度



案



※印は、目標面積に関する規定について記載
 ※都道府県基本方針の策定・変更にあたっては、関係市町村の意見を聴かなければならない

※上記過程の中で、地方六団体提言の実効性を検証し、今後の制度設計の議論に反映

目標設定のプロセスについて（案）

【目標設定プロセス】

（地域における農地の実情の反映）

○農林水産大臣が基本指針を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。

○都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。

- ・都道府県は、国から示された都道府県の目標面積の設定基準案を踏まえ、市町村による国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案に関する意見提出に資するよう、助言等の適切な支援を実施する。
- ・市町村は、地域における農地や農業の実情等を勘案し、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について意見を述べる。
- ・都道府県は、市町村の意見を取りまとめるとともに、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案を踏まえ、各都道府県における目標面積案を試算するなどした上で、国に対して意見を述べる。

（国と地方の十分な議論）

○農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、ブロック単位で行われている「農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場」（以下「ブロック単位の協議の場」という。）を活用するほか、都道府県知事、市長及び市町村長の代表者と協議する場（以下「協議の場」という。）を設けることとする。

- ・協議の場において協議の対象となる事項は、以下を基本とする。
 - ア 国の目標面積に関する事項
 - イ 都道府県の目標面積の設定基準に関する事項
 - ウ 国・都道府県の目標の達成状況に関する事項
- ・協議の場の議事及び協議結果については、議論の透明性を確保する観点から、公表するものとする。

○協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。

【想定される意見調整プロセス】

- ・国・都道府県・市町村は、まず、ブロック単位の協議の場において、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案とそれに対する地方の意見について議論、調整(※)を行う。その際、都道府県は、市町村意見を踏まえつつ、設定基準案を基に、都道府県単位の目標面積の試算を行うよう努めることとする。

（※想定される論点：以下のそれぞれの施策ごとに、国が見込む施策効果の妥当性や、地域の特性など国が示す基準に寄り難い要因の有無など
- 農用地区域への編入や除外
- 耕作放棄地の発生抑制・再生 等

- ・上記によって、全国的に共通する事項と判断されたものについて、全国レベルの協議の場において議論、調整を行う。その際、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と都道府県単位の目標面積の試算の合計や地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等(※)について協議する。

（※国と地方における施策効果の見込み方に相違がある場合の協議事項例（耕作放棄地の再生見込みについて考え方に相違がある場合）
- 国：耕作放棄地対策に係る交付金等の支援施策の在り方
- 地方：耕作放棄地の解消等に向けた各種施策等の活用の在り方

- ・協議の場については、円滑な議論、調整に資するため、幹事会を設置するなど運用上の工夫を図る。

【地方六団体提言の検証】

○上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。

- ・モデル県において、市町村が主体的に設定した目標面積の積み上げを試行的に行うことを想定。

【目標管理の充実】

○国・都道府県の目標面積の達成に向けて、現行の農振法に基づく資料の提出、目標面積の公表及び是正の要求に加え、上記の協議の場やブロック単位の協議の場を活用し、国と地方が一体となって取り組むものとする。